

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

建設局	(27年度)
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>【指摘 15】 (医薬品等の管理について)</p> <p>動物公園では、麻薬及び向精神薬取締法に定める麻薬を除く医薬品等については帳簿が作成されていない。医薬品等の使用状況、受入状況は、日報（パソコンで作成）には記録されている。しかし、毒劇薬、毒劇物については前月末残に日報から把握される当月の受払いを合計（ネット）し、当月末残高を記録する一覧表は作成されているが、月末の残高が記載されているのみであり、個々の医薬品等毎に受払いの状況が把握できる状況にはなっていない。また、この残高も残っている容器の本数が記載されているのみであり（ml レベルの残高把握は行われていない。）、麻薬を除き現物の棚卸は行われていない。</p> <p>なお、この一覧表に記載されている毒劇薬・毒劇物 101 種のうち 29 種について現物の数量と照合した結果、残高が相違していたものが 1 種あった（一覧表の残高より現物が多い状況）。</p> <p>毒劇薬・毒劇物については保管場所に施錠して保管が行われているが、それに加え受払い状況及び残高が帳簿上（ml 単位で）把握でき、定期的に現物と照合し紛失、盗難がないことを確認することが必要である。</p> <p>さらに使用期限も帳簿上に記載し、期待される効能を發揮しうる状態なのか明らかにしておくことによって、適切な管理を行っているといい得るのであって、帳簿記帳、棚卸の実施が必要である。</p> <p>既に日報によって受払いが記録されているのであるから、新たに帳簿を作成するとしても日々の作業が急増するといったことにはならないのであるから、早急に実施すべきである。</p>	<p>毒劇薬、毒劇物及びその他の医薬品の管理について、平成 28 年 5 月 31 日に管理マニュアルを作成し、一層適正な管理に努めることとした。</p> <p>また、使用管理については品名毎の使用管理簿を作成し、納品時に使用期限を記載したうえ、使用時に使用量を記載・確認し、品名毎の使用量及び残量を把握することとした。</p> <p>更に、6 月及び 12 月の年 2 回の棚卸を実施するよう管理マニュアルで定め、平成 28 年 6 月 29 日に 1 回目の棚卸を実施した。</p>